

令和健康科学大学健康支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学センター規程に基づき、令和健康科学大学健康支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、次の各号に掲げる事項を業務とする。

- (1) 学生の健康管理等、保健に関する業務
- (2) 学生のカウンセリング等心理的な支援に関する業務
- (3) その他学生の健康支援に関する業務

(運営委員会)

第3条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、学長が指名した専任の教員をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの管理運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を助ける。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(部門)

第7条 センターに、業務を処理するため次の部門を置く。

健康支援部門 2条1項1号の業務を担当 保健室と呼称する

学生相談部門 2条1項2号の業務を担当 学生相談室と呼称する

- 2 各部門に部門の長を置き、室長と呼称する。
- 3 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第8条 センターの事務は、学務課学生係において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。